議案第１０１号

世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者の指定

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立大蔵運動場	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目６番１号	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
世田谷区立二子玉川緑地運動場	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目６番１号	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
世田谷区立大蔵第二運動場	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目６番１号	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで